

平成 23 年 7 月 4 日

平成 24 年度入学希望者へ

赤門鍼灸柔整専門学校

東日本大震災等に係る被災者支援特別措置(入学金の減額)について

この度の東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、本校に来年度入学を希望する方のうち、東日本大震災罹災で甚大な被害を受けた方への支援として、下記の通り特別措置(入学金の減額)を実施します。

記

1. 特別措置内容

入学金を減額し、減額後の入学金を 20 万円(全学科)とします。

2. 申請資格

以下のいずれかに該当する入学希望者とします。

対象者		必要書類
1	震災時に災害救助法適用地域に居住していた主たる家計支持者(一親等)が、今回の震災により死亡または行方不明となった方	①死亡・行方不明を証明する書類(死亡届、死亡診断書、戸籍抄本、届出・未発見事実証明書など)のコピー ②主たる家計支持者であったことを証明する書類(源泉徴収票・給与明細・確定申告書など)のコピー
2	震災時に災害救助法適用地域に居住していた主たる家計支持者(一親等)の住居(持ち家)が、今回の震災により全壊・大規模半壊・半壊と認定された方	罹災証明書のコピー
3	主たる家計支持者(一親等)の住所が福島原発事故に伴う警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された方	該当市町村等発行の被災証明書のコピー

※本校は公的補助金を全く受けずに学校運営しているため、対象者を上記に限定させて頂きますのでご了承ください。

3. 申請方法

申請書に必要書類を添付し、入学願書に同封して提出して下さい。

4. 審査結果の通知

特別措置の可否についての審査結果は、文書で(受験票に同封)お知らせします。

5. 備考

- 本校卒業生等対象の特例規程(鍼灸学科・柔整学科募集要項 9 ページ、東洋療法教育専攻科募集要項 3 ページ)との併用はできません。(本校卒業生等については、特例規定のみを適用します。)
- 2つの学科に同時に入学を希望する場合は、願書ごとに申請書類を提出して下さい。
- 特別措置の申請は年度内有効(万一不合格となり再度出願される場合でも再申請は不要)です。
- 一度提出された申請書類は返却できませんのでご了承ください。
- 虚偽の申請が認められた場合には、入学を取り消すことがあります。
- ご不明な点がございましたら、入試係(022-222-8349)までお問い合わせください。

申請日 平成 年 月 日

赤門鍼灸柔整専門学校

校長 坂本 正憲 殿

東日本大震災等に係る被災者支援特別措置申請書

(平成 24 年度入学希望者対象)

わたしは、以下の通り被災しましたので、必要書類を添付して入学金減額の特別措置を申請します。

1. 申請者

志望学科	<input type="checkbox"/> 鍼灸指圧科 <input type="checkbox"/> 鍼灸科第一部 <input type="checkbox"/> 鍼灸科第二部 <input type="checkbox"/> 柔道整復科 <input type="checkbox"/> 柔道整復科第二部 <input type="checkbox"/> 東洋療法教育専攻科
受験者住所	〒
受験者氏名(自署)	㊟
保証人氏名(自署)	㊟

2. 被災状況および添付書類 ※該当番号に○を付けて下さい。

番号	被災状況	添付書類
1	震災時に災害救助法適用地域に居住していた主たる家計支持者(一親等)が、今回の震災により死亡または行方不明となった方	①死亡・行方不明を証明する書類(死亡届、死亡診断書、戸籍抄本、届出・未発見事実証明書など)のコピー ②主たる家計支持者であったことを証明する書類(源泉徴収票・給与明細・確定申告書など)のコピー
2	震災時に災害救助法適用地域に居住していた主たる家計支持者(一親等)の住居(持ち家)が、今回の震災により全壊・大規模半壊・半壊と認定された方	罹災証明書のコピー
3	主たる家計支持者(一親等)の住所が福島原発事故に伴う警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された方	該当市町村等発行の被災証明書のコピー

学校使用欄

受付日	受験番号	審査結果	担当確認印
		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	